

## ■ 使用車両

1.常用車両	
車種	トヨタ ハイエース
使用車両 (外観)	
型式及び車 体番号	型式： KH-KZH120G 車台番号： KZH120-2006887
全長／全幅 ／全高	5,250mm／1,690mm／2,230mm
定 員	10名（運転手含む）
車両を使用 する 運行区域	「路線図」（p.4～5）の通り
使用者	住所： 広島市東区牛田本町4丁目5-10 氏名： つばめ交通株式会社

2.予備車両	
車種	トヨタ ハイエース
使用車両 (外観)	
型式及び車体番号	型式： CBA-TRH224W 車台番号： TRH224-0008508
全長／全幅／全高	5,380mm／1,880mm／2,280mm
定員	10名（運転手含む）
車両を使用する 運行区域	「路線図」（p.4～5）の通り
使用者	住所：広島市東区牛田本町4丁目5-10 氏名：つばめ交通株式会社

## ■ 移動円滑化基準に適合しない車両の使用について（適用除外認定）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）に基づき、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」が定められ、路線定期運行する車両についても、この基準に適合するよう求められている。

乗車定員 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、スロープ板の設置や通路の有効幅の確保などについて、地域公共交通会議の合意を得ることを条件に、使用者を特定して適用除外の認定を行うことができる。

当該地区では、運行経路に幅員の狭い道路があるなど、移動円滑化基準に適合する自動車の走行が物理的に困難であるため、基準の適合しない車両を使用することについて承認することとする。

移動円滑化基準のうち、適合困難な条件および事項 (P.9～10 参照)	乗降口のスロープ板設置	車椅子使用者の乗降を円滑にする設備を備えること (第 37 条第 2 項第 2 号)
	車椅子スペース	車椅子スペースを一以上設けること(第 39 条)
	通路の有効幅	乗降口と車いすスペースとの間の通路の幅は 80 cm 以上とすること(第 40 条第 1 項)
	通路の手すり	通路には大臣の定める間隔で手すりを設けること (第 40 条第 2 項)
	車内用運行情報提供設備	乗合バス車両の運行に関する情報を文字や音声により提供するための設備を備えること(第 41 条第 1 項)
	車外用放送設備	車外用放送設備を設けること(第 41 条第 2 項)
認定を必要とする理由 (P.11 参照)	運行経路に幅員の狭い道路があるなど、移動円滑化基準に適合する自動車の走行が物理的に困難であるため。	
車いす利用者への対応	他事業者の介護タクシーや福祉タクシーの利用をお願いする。	
○その他		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般乗用旅客自動車運送事業用車両を併用。</li> <li>・ 車椅子のお客様などハンデキャップのある方の利用の際には、一般乗用旅客自動車運送事業による個別の輸送など、必要な対策を講じる。</li> <li>・ 聴覚障害者への対応に関し、筆話用の紙とボールペンを車内に常備する。</li> </ul>		